広島弁護士会　２０２５（令和７）年度

**第７回高校生模擬裁判選手権in広島**

**ルールブック**

**第１章　実施要領**

**第１　開催日時**

　　　　２０２６（令和８）年３月２４日（火）

　　　　９：１５集合（広島弁護士会館）　～　１８：００解散（予定）

（予定タイムスケジュール）

９：２０　開会式

　　　　　　　開会挨拶、出場校紹介、選手宣誓など

１０：１０　第１試合開始

　　　　　　　第２試合開始

１２：００　第１・２試合終了

１２：１０　昼休憩・採点

１３：１０　第３試合開始

　　　　　　第４試合開始

１５：００　第３・４試合終了

　　　　　　　休憩・採点

１６：００　講評

　１６：４０　優勝校発表

１７：００　閉会

１７：１０　交流会（任意参加）

１８：００　終了

※細かいスケジュールは、今後変更になる可能性があります。

　　　※本スケジュールは、模擬裁判を広島弁護士会館又は広島地方裁判所で開催することを前提に作成しています。その他の場所で開催する場合には、別途案内します。

**第２　大会目的**

　　１　模擬裁判を通じて、**①事実を的確に把握し、多面的な視点で考える力**、**②事実に基づいて論理的に意見を構成する力**、**③意見を分かりやすく他者に伝える力**を育成する。

　　２　刑事手続の意味や刑事裁判の原則を理解する。

**第３　参加校**

　　　　広島県下の高等学校を対象に公募を行う。

但し、参加上限を４校とし、これを上回る参加申し込みがあった場合には抽選で、決定する。

**第４　大会までのスケジュール**

**１　基本的なスケジュール**

・２０２５年末頃

模擬裁判のＤＶＤ視聴や刑事裁判（刑事訴訟法）に関する講義によって、　模擬裁判選手権及び刑事裁判の基本的ルールを理解する。

・２０２６年１～３月

模擬裁判選手権の教材を使用して各学校において各尋問、論告・弁論を作成する。この間に、通算５回程度、弁護士による支援授業を行う。

これによって、生徒たちが尋問や論告・弁論を作成することをサポートする。

・２０２６年３月　本番

**２　諸注意**

①　支援授業についての具体的な日程は、各学校の担当となった弁護士と参加との間で調整する。

②　広島市外の参加校に対する支援授業は、オンラインで行うことを予定する。

**第２章　模擬裁判選手権の概要**

**第１　概要**

**１　教材について**

　　　　日本弁護士連合会が作成した「教材集」（実際の裁判手続に則った形の教材）を利用する。

**２　競技方法について**

　　　　教材集に示された**証拠（証拠物や調書等）に基づき**、参加校が検察側・弁護側の各立場に立って主張・立証活動を行うものであり（すなわち、検察側は被告人が有罪であることの主張・立証活動を、弁護側は被告人が無罪であることの主張・立証活動を行う。）、シナリオどおりに読んで演じる模擬劇ではない。

　　　　参加校は、分かりやすい主張・立証を目指し、事前に①証人尋問、②被告人質問、③論告（検察側）・弁論（弁護側）の立案を行った上で、当日あらかじめ決められた時間に沿ってそれぞれの手続を行う。

**３　各チームの人員について**

　　　　各校それぞれ検察側１チーム、弁護側１チームの計２チームを作るものとする。

　　　　最低参加人数及び最大参加人数については、いずれも制限はない。但し、法廷の当事者席に入れる人数は、いずれも原則７名までとする。

　　　　※裁判長役は本職の裁判官が、証人・被告人役は弁護士が演じる予定である（生徒は行わない。）。

**第２　試合回数・時間**

　　　　午前２試合（同時開催）、午後２試合の計４試合とする。１試合の時間は１時間５０分とする。

　　　　全参加校が、１試合は検察側、もう１試合は弁護側で対戦し、各校の各チームが第１～第４試合のどの試合に出場するかは、事前の抽選によって、決定する予定である。

**第３　採点・勝敗について**

　　　審査員が**各参加校の立論及び立証の内容を評価して採点**し、その総合　得点で勝敗を決する。**優勝校は、翌年度の模擬裁判選手権において、５校以上の参加申出があり抽選によって参加校を選定する場合、抽選によらずに優先的に出場できるものとする。**

なお審査員は、法曹三者等が務める予定である。

**第３章　試合の流れとルールについて**

**第１　試合進行及び時間配分**

　　　　試合の流れについては、実際の裁判進行に即し、以下のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 進行時間 | 担当 | 手続 | 所要時間 |
| 0:00 | 裁判官 | 開廷、冒頭手続 | ５分間 |
| 0:05 | 検察官 | 検察官冒頭陳述 | ５分間 |
| 0:10 | 弁護人 | 弁護人冒頭陳述 | ５分間 |
| 0:15 | 検察官 | 検察官請求証人尋問 | １５分間 |
| 0:30 | 弁護人 | １５分間 |
| 0:45 | 弁護人 | 被告人質問 | １５分間 |
| 1:00 | 検察官 | １５分間 |
| 1:15 | 論告・弁論検討時間 | | １０分間 |
| 1:25 | 検察官 | 論告 | １２分間 |
| 1:37 | 弁護人 | 弁論 | １２分間 |
| 1:49 | 被告人 | 意見陳述 | 若干 |
|  | 裁判官 | 結審 | 若干 |

　　　　※１　反対尋問終了後の再主尋問は、若干であれば可能とする。

　　　　※２　冒頭陳述は審査の対象とせず、あらかじめ主催者側で用意した冒頭陳述書を配布する。ただし、冒頭陳述書を適宜修正することは許可する。

　　　　※３　公判前整理手続の結果開示及び証拠書類の取調べ（要旨の告知または朗読）は省略する。

　　　　※４　論告・弁論検討は、法廷当事者席にて、当該試合の出場選手の合議により行う。法廷当事者席を離れての修正は認めない。

　　　　※５　あまりに不適切な尋問に対しては、裁判長が介入して注意または指導を行う場合がある。

**第２　ルール**

①　出場選手は各立場に沿って、分かりやすい主張・立証を目指すものとする。

②　判決手続は行わず、公判審理のみを実施する。

　③　冒頭陳述は採点対象としない。これは、あらかじめ主催者側で用意した冒頭陳述書をそのまま朗読する場合も、適宜修正した上で朗読する場合も同様である。

　④　**相手側チームの尋問に対する異議の提出は許可**し、適切な異議が提出された場合には加点要素とするが、異議が提出できる回数は各チーム証人尋問・被告人質問毎に２回までとする（※異議が棄却されるか、認められるかに関わらない）。

　　　　また、論告・弁論に対する異議の提出を禁止とし、これに違反した場合には減点とする。

　　⑤　証人役・被告人役の弁護士は、事前に配布された教材に記載された内容から合理的に導かれる範囲で供述するので、それを前提に尋問事項を準備するものとする。

　　⑥　訴訟活動は、刑事訴訟法等の法令に反してはならない。例えば、尋問において物や書面を示すことは許されるが、刑事訴訟規則に則って示さなければならない。

　　⑦　証拠の取扱いについては、本番当日までに配布される教材集の指示によるものとし、**合意書面の内容は真実である**ことを前提に、主張・立証活動を進めるものとする。

　　⑧　**論告・弁論は、証拠に基づいて行う**。証拠に基づかない主張はマイナス評価となる。

　　⑨　検察官の求刑及び弁護人の量刑意見は述べないものとする。ただし、論告・弁論を通じて情状について言及することを妨げるものではない。

　　⑩　前記時間配分を厳守するものとし、規定時間の超過は減点とする。ただし、**尋問中に異議が提出された場合には、異議の処理が終わるまでタイマーをストップする**ものとし、**不適切な尋問に対する裁判長の介入があった場合も同様**とする。

　　⑪　競技時間中に、法廷の当事者席（法廷のバー（傍聴席の柵）の中）に入ることができる生徒の数は、弁護・検察いずれも７名までとする。

⑫ 競技中の選手は、競技時間中、法廷のバー（傍聴席の柵）の外にいる

者と、一切の接触（会話、メール、SNS等の手段を問わない）をしてはならない。

⑬　法廷のバー（傍聴席の柵）の外にいる者は、競技時間中、競技中の選手と、一切の接触（会話、メール、SNS等の手段を問わない）をしてはならず、競技中の選手に対し、残り競技時間を知らせたり声掛けをしたりすることもしてはならない。

⑭　参加生徒は、全ての試合を傍聴することができる（所属する高校の試合

か否かに関わらない）。

⑮　準備してきた論告・弁論等は適宜加筆・修正することができる。午前中の試合の内容や傍聴の結果を踏まえて修正することも差支えない。

⑯　参加生徒は、午前中の試合の傍聴をせずに、各校の控室において、午後の試合に向けた準備をしてもよい。但し、各校の支援担当弁護士が同席する場合に限る。

⑰　競技中、パソコンやタブレット端末などの電子機器を用いることはできるが、通信機能の使用をしてはならない。

　　⑱　論告・弁論において、論告要旨や弁論要旨を配布すること、パソコンやタブレット端末を用いてプレゼンテーションを行うことはできる。但し、プロジェクターを必要とする場合は、事前に申し出ること。

⑲　主な評価の対象項目は以下のとおりとする。

●証人尋問・被告人質問

　・尋問の狙い、構成や順序は適切か

　・尋問の内容は適切か

　・尋問の態度はよいか

　・異議が提出された場合、その異議が適切なものか

●論告・弁論

　・全体的な構成が論理的に組み立てられているか

　・事実の主張が証拠に基づいているか

　・分かりやすい内容になっているか

**第４章　諸注意**

**大会当日に体調不良がある場合には、参加をお控えください。**

以　上

**（主催）広島弁護士会**

**〒７３０－００１２**

**広島県広島市中区上八丁堀２－７３**

**担当窓口：弁護士　濱本信成（はまもと　のぶなり）**

**（０８２－２０８－３５７７）**